

郵便貯金局、逓信管理局及通信官署職員ノ特別任用ニ關スル件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

明治四十三年三月十七日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎

勅令第 號

第一條 郵便貯金局事務官、逓信管理局

事務官及通信事務官ハ五年以上逓信

事務ニ従事シ現ニ判任官ニ級俸以上

ノ俸給ヲ受クル者郵便貯金局事務官

補、逓信管理局事務官補及通信事務官

補ハ三年以上逓信事務ニ従事シ現ニ

判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

ヨリ任用スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ任用セラレタル郵



年數ヲ通算ス

第五條 第一條及第二條ニ依リ任用スル者ハ文官高等試験委員前二條ニ依リ任用スル者ハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經ヘシ

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

逓信事務官通信事務官及通信事務官補特別任用令、海事局事務官特別任用令及

鐵道書記補、通信手特別任用令ハ之ヲ廢止ス

海事官ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ逓信管理局事務官ニ任用スルコトヲ得

現ニ海事局長タル者ハ本令施行ノ際ニ限リ逓信管理局書記官又ハ逓信管理局事務官ニ任用スルコトヲ得

本令施行ノ際通信事務官タル者ハ郵便貯金局事務官、逓信管理局事務官又ハ通

信事務官、通信事務官補タル者ハ郵便貯  
金局事務官補、逓信管理局事務官補又ハ  
通信事務官補ニ通信属タル者ハ郵便貯  
金局書記、逓信管理局書記又ハ通信書記  
ニ通信手タル者ハ郵便貯金局書記補、逓  
信管理局書記補又ハ通信書記補ニ任用  
スルコトヲ得

本令施行ノ際、海事局事務官タル者ハ逓  
信管理局事務官ニ、海事局書記タル者ハ  
逓信管理局書記ニ任用スルコトヲ得

海員審判所職員定員及任用令中改正  
ノ件

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

明治四十三年三月十七日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎